

令和5年度 甲州市立塩山北中学校「学校いじめ防止基本方針」

「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止についての基本的考え方や認識を、全教職員共通のものとし、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるよう「学校いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

〇いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う

（いじめ防止対策推進法<平成25年>の定義）

（補足）

- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

1 いじめの未然防止等のための対策に関する基本方針

（基本理念）

いじめは、どの学校にも起こりうることであり、学校全体で組織的な取り組みを進め「いじめを生まない土壌づくり」を実践していく。また、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの未然防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。また、いじめと思える行動を放置し傍観者となってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

緊急事態発生の際には、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で早期に警察と連携した対応をとる。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの未然防止（いじめを生まない土壌づくり）

すべての生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や学校行事に主体的に参加・活躍出来る学校づくりを進めるため以下の施策を行う。（集団づくり・絆づくり・自己有用感の涵養）

- いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように年間2回のQ-U調査を活用して、校内研究会において全職員共通認識のもと、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進め、授業その他の活動においても活用する。
- 本校では、学区3小学校は単級であり1年生で新たな学級集団をつくるため、エンカウンターを利用した学級づくりや友関係の足進を図る。
- 時間前行動、あいさつ、忘れ物をなくす、良い姿勢で学習を受けるなど、授業規律を確立する。
- 分かる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫改善に努め、研究授業を行う。
- 生徒の豊かな情操と道徳心を育み、心の通う対人交渉能力の素地を養い、自己有用感を持たせる場づくり等、全ての教育活動を通じた道徳教育及び生徒会活動・部活動、体験活動等（職業体験・命の学習・地域清掃・保育実習・福祉体験）の充実を図る。
- 発達障害を含む障がいのある生徒、性同一性障害や性的思考・性自認に悩む学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 生徒会活動、学級活動を基本に、いじめ防止に資する生徒のリーダー育成を行うとともに、自主的に行う活動に対する支援を行う。
- 部活動は異年齢集団での活動であり、学級生活とともに学校生活の中で大きなウエートを占める。好ましい上下関係や礼儀等を学ばせるとともに、社会性を身につけさせる。
- 部活動においても、保護者参観を設け、指導方針や年間の活動等知らせるとともに、顧問・保護者の人間関係をつくり、好ましい集団活動とするように図る。また、部活動休養日を設定するなど、教職員業務の見直しといじめに関わる相談等に配慮する時間を一層確保する。
- 保護者、並びに地域住民その他関係者との連携を図り、学年・学級通言や学年懇談会等を通じて、必要な啓発活動を進める。

②いじめの早期発見のための措置

いじめは、他者の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が日々の小さな変化を敏感に察知し、教職員の間で情報を共有し、保護者等とも連携して情報を得るため以下の施策を行う。

- いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的ないじめ調査を年3回実施し、必要な処置を講じる。
- 11月を定例の教育相談期間とし、担任との二者面談を行う。また、懸念のあるときには保護者二者面談を行う。
- 必要な場合は、保護者と連絡を取り、学校での様子や家での様子を聞きながら、保護者との連携を図る。
- Q・I調査の非侵害認識研修の生徒に対して、意識的な声かけや面談を実施する。
- 生徒との個々の人間関係づくりや生徒の変化を見逃さないよう、生活記録ノートを活用する。
- 授業後や教科担任よりコメントをもらい、担任が学級集団の状況把握を活用する。
- 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。
- スクールカウンセラーとの連携を図り、相談生徒の心身両面等カウンセラーからの助言を受ける。
- 些細な行動であっても、気になることがあるときには学級担任に知らせ、迅速に対応する。
- 生徒理解に対する感度、感性を高める努力を怠らず、早い段階から積極的に認識する。
- 件数の増加は、教師の感性と学校の組織的教育力の表われと考え、認識率と解消率の向上を図る。

③いじめの未然防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要であり、かつ、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど資質向上の機会が必要であり、校内研究などと絡めながら体系的な研修とするため以下の施策を行う。

- いじめの防止等のための対策に関する研修を、校内研究の年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- Q・I調査を活用し、望ましい学級集団や個々の生徒への必要な支援を学ぶため、研修を行う。
- スクールカウンセラーやカウンセラー等の専門家を活用した研修を行う。
- インターネットや携帯電話上でのいじめなど事例を学ぶとともに、情報モラル教育の充実を図る研修を行う。

④インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策

ネット端末に普及に伴い、いじめ問題は学校外で頻発するようになった。また、生徒の友人関係も保護者すら把握できないほど広範囲に広がっている。実態把握を進めながら、保護者等との連携を図るとともに、保護者への啓蒙を進めるために以下の施策を行う。

- インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその状況を把握し早期発見・早期対応に努める。
- 総合等の時間を使い、情報モラル教育を推進し生徒の意識向上を図るとともに、保護者への啓蒙を進める。
- 情報端末等の利用状況の把握に努めるため、年1回のアンケート調査を行い、保護者との三者面談等を通して、実態を知らせるとともに注意喚起をはかる。

(2) いじめ防止等に関する組織及び措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
〈構成員〉 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任（オブザーバーとして配置S・C）
必要に応じて担任、重大事態については、PTA正副会長
- 〈活動〉 アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。
いじめの事案に関する文処に関すること。
学校基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと。
- 〈開催〉 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置及び再発の防止

- いじめに係る相談、報告を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- 対応は、担任ひとりでは抱え込まず、「いじめ対策委員会」を開催し、情報を共有したうえで、チーム塩北として対応する。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要性が認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して文処する。
- いじめがおきた集団についても、自分の問題としてとらえさせるような学級会や集会等の教育活動を行う。

(補足) 「いじめ」解消している状態 (2つの要件)

- いじめに係る行為が止んでいること……少なくとも3ヶ月を目安とする。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと…被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

解消している状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず再発する可能性が充分あるので、日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ③ 当該事態の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

- ④ 調査結果を甲州市教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果をふまえた必要な処置を行う。

生徒や保護者から重大事態の申し出があったときは、学校が把握していない極めて重要な情報があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめを未然に防止するための取組に関すること

(5) 基本方針の定期的な見直し

年間の活動を通して、必要なときに見直しを行う。また、学校評価（保護者・生徒・教職員）の結果を受けて、年度末3月の職員会議において、定期的な基本方針の施策に関し以下の見直しを行う。

- ・未然防止に関する施策の見直し
- ・早期発見に関する施策の見直し
- ・人材確保や資質向上の見直し
- ・インターネットや携帯電話上でのいじめ問題の見直し